



福岡医発第3435号(地)
平成28年 3月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成28年度から実施する指導等の運用見直しについて

指導、監査等の様々な問題への対応につきましては、日本医師会では、抜本的な法改正ではなく、都道府県医師会からの指摘や社会保険診療報酬検討委員会のブロック代表委員等の意見も伺いながら、厚生労働省との運用見直しで、できるだけ是正すべく協議を続けています。

今般、平成28年度から実施する運用見直しについて、医療機関における事務負担の軽減や公平性の観点から、下記のような対応を行うこととなった旨日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

このほか、指導対象の診療録等数（現行30名分）を減らすことや、個別指導の結果が「概ね妥当」の医療機関について数年間、集团的個別指導・個別指導の実施を免除すること等について、引き続き日本医師会において協議されておりますことを申し添えます。

記

(1) 指導実施通知の通知時期の変更

集团的個別指導、新規個別指導、個別指導に係る医療機関への実施通知の通知時期について、指導日の3週間前（DPC 算定医療機関は4週間前）を「1か月前」に変更する。

同じ1ヶ月前になるが、立会者への連絡は対象医療機関よりも早くすべきと日本医師会は主張し、厚生労働省側の通知には「指導実施に支障がないよう、適宜立会者との事前調整を行うこと」と記載された。

(2) 指導対象となる患者名の通知時期および通知人数配分の変更

①新規個別指導

指導日の~~4月~~1週間前に、診療所は10名分、病院は20名分を連絡する。

②個別指導

指導日の~~4月~~1週間前に~~1-5~~20名分、前日に~~1-5~~10名分を連絡する。

※DPC 算定機関への通知時期は「4 週間前」および「前日」を、「1 か月前（指導実施通知の通知時期と同時）」および「前日」に変更する。

※前日の連絡は現行「15 時」を目途に行われているのを、「正午まで」と変更する。

（３）集団的個別指導の選定から除外される医療機関

「指導大綱」第４の３に「取扱件数の少ない保険医療機関」が除かれる旨の記載があり、1 か月の平均取扱件数が「概ね10 件未満（精神病院は5 件未満）」とされている運用を、「概ね30 件未満」に変更する。

（４）医療機関が準備・持参する書類等

①診療録等の書類が膨大になる場合の取扱い

長期療養患者にかかる診療録等について、保存書類が膨大（電子カルテ等で電子保存されているもので印刷作業に時間を要するものを含む）で指導会場に持参が困難である等の理由により、医療機関からの問い合わせがあった場合は、個別事例に応じて適切に対応する。

※医療機関への指導実施通知に「診療録について、長期の療養患者等のため書類が膨大になる場合は、当局までお問い合わせ下さい。」等の記載がされた。

②電子データで書類を持参する場合の取扱い

電子カルテ等により電子データで保存されている書類について、電子データを閲覧するための電子機器およびソフトウェアの準備があれば、診療録等を打ち出さずに、指導会場に電子データを持参することを可能とする。

※医療機関への指導実施通知に「診療録等について、電子データで持参される場合は、当局までご連絡下さい。また、当該データを閲覧するための電子機器およびソフトウェアのご準備をお願いいたします。」等の記載がされた。

③出勤簿等の取扱い

現行、指導前日の FAX により連絡しているが、指導実施通知に記載し、準備書類の明確化を図る。

（５）厚生局に対する講師派遣依頼の対応

地域医師会や大学等が行う保険診療に関する研修会等に、講師を派遣する依頼があった場合、厚生局は対応可能な範囲で積極的に協力する。

平成28年3月28日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純 一

平成28年度から実施する指導等の運用見直しについて

指導、監査等の様々な問題への対応につきまして、日本医師会執行部は、抜本的な法改正ではなく、都道府県医師会からのご指摘や社会保険診療報酬検討委員会のブロック代表委員等のご意見も伺いながら、厚生労働省との運用見直しで、できるだけ是正すべく協議を続けて参りました。

今般、平成28年度から実施する運用見直しについて、医療機関における事務負担の軽減や公平性の観点から、下記のような対応を行うこととなりましたので、ご連絡申し上げます。

このほか、指導対象の診療録等数（現行30名分）を減らすことや、個別指導の結果が「概ね妥当」の医療機関について数年間、集団的個別指導・個別指導の実施を免除すること等について、引き続き協議しておりますことを申し添えます。

記

(1) 指導実施通知の通知時期の変更

集団的個別指導、新規個別指導、個別指導に係る医療機関への実施通知の通知時期について、指導日の3週間前（DPC算定機関は4週間前）を「1か月前」に変更する。

同じ1か月前になるが、立会者への連絡は対象医療機関よりも早くすべきと主張し、行政側の通知には「指導実施に支障が生じないよう、適宜立会者との事前調整を行うこと」と記載させた。

(2) 指導対象となる患者名の通知時期および通知人数配分の変更

① 新規個別指導

指導日の~~4日間~~1週間前に、診療所は10名分、病院は20名分を連絡する。

② 個別指導

指導日の~~4日間~~1週間前に~~15~~20名分、前日に~~15~~10名分を連絡する。

※ DPC算定機関への通知時期は「4週間前」および「前日」を、「1か月前（指導実施通知の通知時期と同時）」および「前日」に変更する。

※ 前日の連絡は現行「15時」を目途に行われているのを、「正午まで」と変更する。

(3) 集団的個別指導の選定から除外される医療機関

「指導大綱」第4の3に「取扱件数の少ない保険医療機関」が除かれる旨の記載があり、1か月の平均取扱件数が「概ね10件未満（精神病院は5件未満）」とされている運用を、「概ね30件未満」に変更する。

(4) 医療機関が準備・持参する書類等

① 診療録等の書類が膨大になる場合の取扱い

長期療養患者にかかる診療録等について、保存書類が膨大（電子カルテ等で電子保存されているもので印刷作業に時間を要するものを含む）で指導会場に持参が困難である等の理由により、医療機関からの問い合わせがあった場合は、個別事例に応じて適切に対応する。

※ 医療機関への指導実施通知に「診療録について、長期の療養患者等のため書類が膨大になる場合は、当局までお問い合わせ下さい。」等の記載をさせた。

② 電子データで書類を持参する場合の取扱い

電子カルテ等により電子データで保存している書類について、電子データを閲覧するための電子機器およびソフトウェアの準備があれば、診療録等を打ち出さずに、指導会場に電子データを持参することを可能とする。

※ 医療機関への指導実施通知に「診療録等について、電子データで持

参される場合は、当局までご連絡下さい。また、当該電子データを閲覧するための電子機器およびソフトウェアのご準備をお願いいたします。」等の記載をさせた。

③ 出勤簿等の取扱い

現行、指導前日のFAXにより連絡しているが、指導実施通知に記載し、準備書類の明確化を図る。

(5) 厚生局に対する講師派遣依頼の対応

地域医師会や大学等が行う保険診療に関する研修会等に、講師を派遣する依頼があった場合、厚生局は対応可能な範囲で積極的に協力する。